

第2回災害ケースマネジメント全国協議会

建築士会連合会の災害対応 その方針と具体的な事例から

令和8年1月15日(木)
中央合同庁舎8号館3階 災害対策本部会議室



説明者 (公社)建築士会連合会 災害対策委員会
副委員長(長野県建築士会 防災委員長)
湯本 和正

令和元年東日本台風災害（長野市長沼地区）から

I 建築士会連合会が示す3つの災害対応方針

▶建築士会綱領・会員倫理規定

組織の基本理念（綱領）と倫理規定を示す。倫理規定（7項目）では、建築士としての社会貢献に努めることを規定

1 建築士会事前防災活動指針

発災後の10項目を担保するための発災前の防災まちづくり活動の重要性を記載した指針

“普段付き合い（防災まちづくり）”として活動実践を提唱

2 建築士会の災害対応

「災害活動指針」に基づく体制整備のもとに、災害発災時において各県建築士会や連合会が対応すべき行動フローを示す

3 浸水被害住宅の技術対策マニュアル

頻発する水害（浸水被害）において、建築士をはじめ支援ボランティアが被害に遭った住宅の応急処置方法等の技術的なアドバイスを行うために作成

The screenshot shows the homepage of the Japan Federation of Architects & Building Engineers Associations. It features a globe graphic and text about their mission to maintain the status of architects and improve their services. Below this, it highlights the 68th National Conference in Gunma, which focused on the theme of "the country of architecture, building, and future". It also displays sections for their Disaster Response Guidelines, member benefits, and a QR code.

Japan Federation of Architects & Building Engineers Associations

公益社団法人 日本建築士会連合会

第68回建築士会全国大会 ぐんま大会 2026.10.16 テーマ：絹の国、建築つむぎ、未来へはばたけ

ご加入建築
設計事務所 6,500社以上 建築家賠償責任保険 けんぱい その他各種保険も取り揃え
医療保険・傷害保険・ゴルファー保険 等

【会員限定特典（送料無料）】2025年版建築物の構造関係技術基準解説書のご案内

令和7年度「建築士の日」記念講演
いつもの暮らしにも、災害時にも命と暮らしを守る「一変改修」のすすめ
パネリスト：古谷誠章+伊香賀俊治氏+今村聰氏

災害対応の取組情報

3つの指針等を掲載
活動事例なども掲載

建築士会連合会のホームページ（災害対応の取り組みのページ）
<http://kenchikushikai.or.jp/torikumi/saigaitaisaku.html>

II 災害に対する建築士の役割と活動

生活の拠点である住宅の安全・安心を守り 発災時の速やかな復旧をめざす

▶災害発生前の主な活動

- ・地域防災まちづくり活動 [災害に強いまちづくりをめざす]
防災計画策定への参画、危険個所の点検や改修アドバイスの実施
- ・災害に強い建築設計・施工の提案と実践
- ・地域での防災教育の推進や自治体の防災訓練への参画
- ・被災者支援体制（ケースマネジメント）の整備

▶災害発生直後の主な活動

- ・避難所の安全確認と施設整備のアドバイス
- ・被災建築物の状況把握と危険性の周知
震災では被災建築物応急危険度判定活動など
- ・応急復旧方法のアドバイスや被災者からの相談対応
被災住宅の応急修理の相談や修理請負
- ・仮設住宅の建設支援

▶復旧・復興の主な活動

- ・住宅・建築物の復旧・復興支援相談活動
- ・罹災証明のための調査支援、文化財調査・復旧提案など
- ・災害復興住宅の設計支援



小学生向け防災講座 (愛媛県建築士会)

災害時の支援体制のベース
づくり活動 [普段付き合い]

令和元年東日本台風災害
被災者住宅相談 (長野県建築士会)

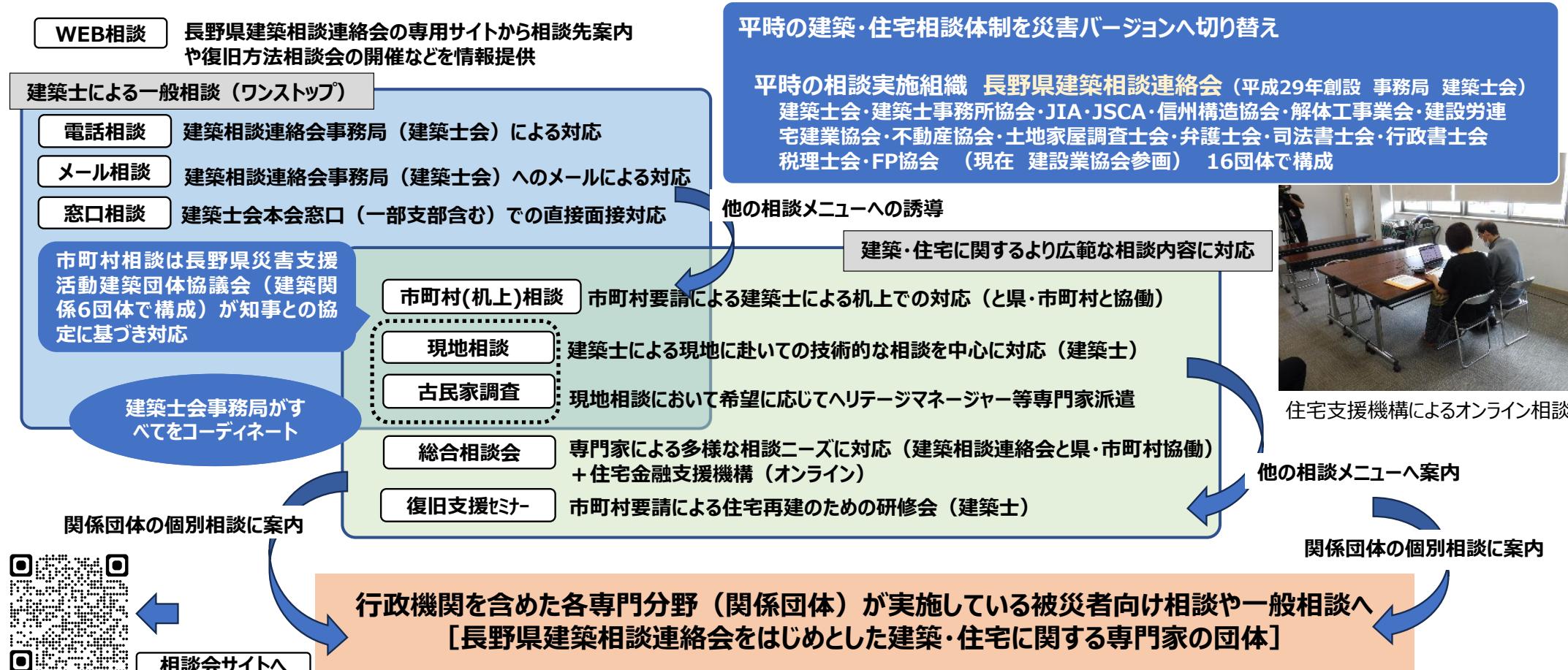


被災建築物応急危険度判定活動支援
(能登半島地震)

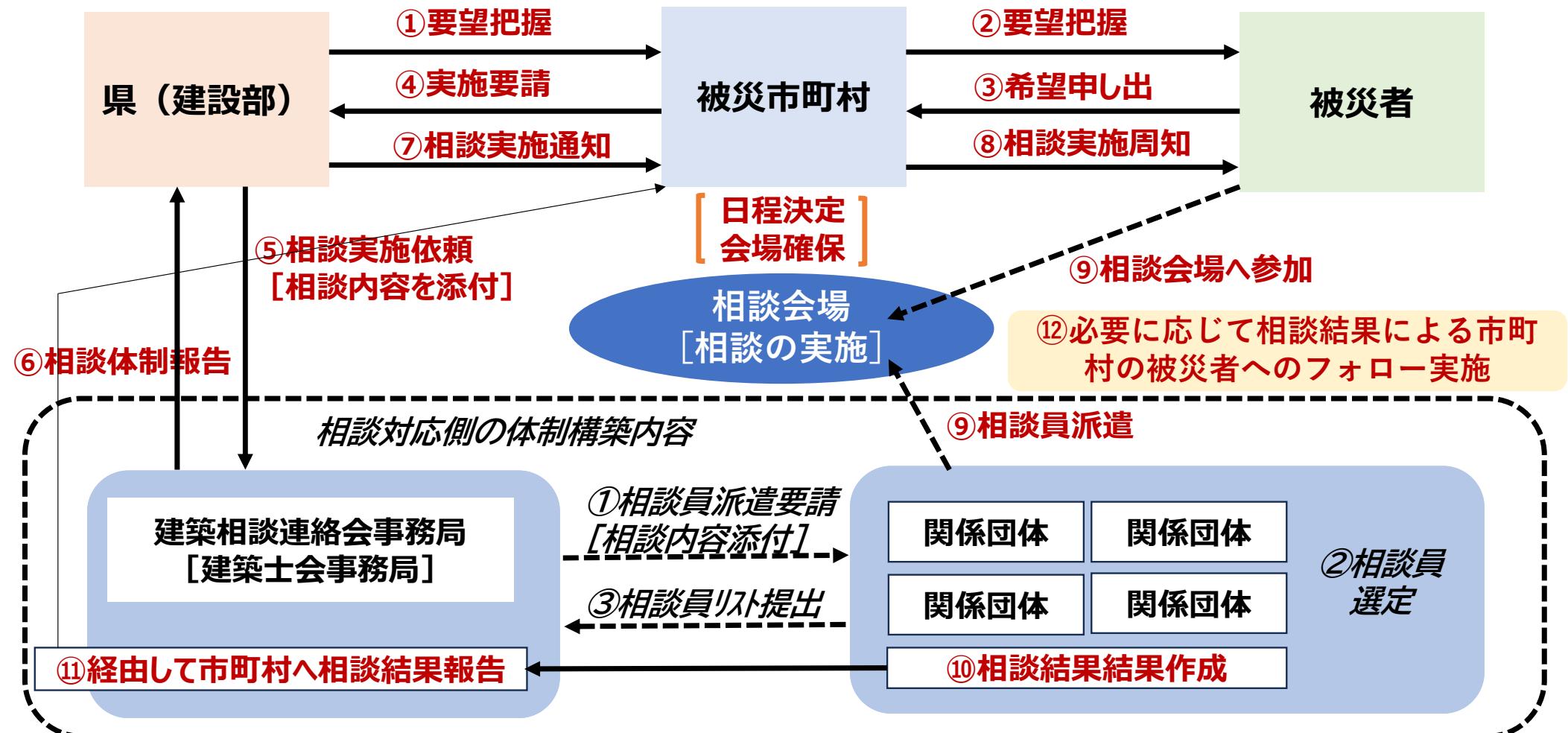
III-1 被災者支援の取り組み事例

長野県建築士会 [令和元年東日本台風災害]

被災者支援活動のスキーム “どのレベルからも相談内容に応じた相談メニューを案内できる体制を構築”



被災者支援のスキーム（総合相談の例）



実際に実施した相談活動の経過

発災後の時間経過

被災者

- ・相談申込
- ・市町村相談会出席

- ・相談申込
- ・現地相談立合

- ・相談申込
- ・総合相談会出席

被災市町村

- ・被災者への周知
- ・相談会への参画（市町村相談会）

- ・被災者への周知
- ・被災者から現地相談受付
(相談は建築士のみ)
- ・被災者ヘフォロー

- ・総合相談の被災者周知
- ・被災者から相談受付
- ・総合相談会へ参画

被災者ヘフォロー

長野県 (建設部)

- ・国と補助事業調整

- ・相談活動の市町村への周知
- ・市町村相談会へ参画

- ・被災者ヘフォロー

- ・総合相談の市町村周知

- ・総合相談会へ参画

・相談者ヘフォロー

建築士会事務局

・県との相談活動の協議

- ・国庫補助申請事務
- ・全体相談体制の確定
- ・市町村相談派遣相談員調整
- ・建築関係団体との調整
- ・現地相談マニュアル作成
- ・現地相談実施要領作成
- ・現地相談員募集事務
- ・相談員研修会開催(資料作成)
- ・県・市町村との協議・調整
- ・現地相談員登録事務
- ・被災者から相談受付・日程調整
- ・派遣相談員との調整
- ・相談アドバイス方針の作成と周知
- ・相談結果集約と被災者フォロー
- ・総合相談体制検討
- ・県との体制協議・調整
- ・関係団体協議・調整
- ・関係団体会議の開催
- ・県・市町村との日程等調整
- ・被災者への相談会開催周知
- ・被災者相談受付
- ・関係団体と参加相談員の調整
- ・相談アドバイス方針作成と周知
- ・相談会の運営
- ・相談結果集約と被災者フォロー
- ・補助事業実績報告作成

事務局は、関係団体の相談情報や会員の専門分野等の情報を把握しておく

関係団体

- ・被災状況把握
(各団体における相談活動の実施)

- ・市町村相談相談員調整・派遣(建築士事務所協会担当)

- ・総合相談の派遣相談員の調整
(現地相談は建築士会事務局と登録者とで直接協議)
- ・相談結果把握

- ・関係団体会議出席
- ・相談会相談員派遣
- ・相談結果把握と相談後の被災者フォロー(個別の専門相談に応ずる)

建築士会員 関係団体会員

- ・被災状況把握
- ・研修会参加
- ・各相談(市町村、現地、総合相談)での被災者相談対応
- ・相談結果報告

相談活動に必要な情報収集

- ・被災地の状況
- ・インフラの被害状況
- ・先進団体の相談体制の収集
- ・先進団体の相談マニュアル収集
- ・国、県、市町村の災害支援制度の収集

発災後は、事務局にて電話・面接相談を隨時実施 また、「建築相談連絡会」の専用サイトにて相談会情報など発信

建築士会事務局は、関係するすべての機関、個人との間で、情報を把握し発信(コーディネート)する

被災者相談（支援）実績（令和元年～令和3年度）

災害救助法適用44市町村

電話相談	被災5市町村被災者から 延べ161件の相談 建築士会事務局対応		
市町村（机上）相談	被災5市町被災者から 延べ248組の相談 18日間・延べ61名の相談員対応（建築士会・建築士事務所協会対応）		
現地相談	被災5市町被災者から 延べ160件の相談 2人体制で災害支援建築団体協議会が対応（件数は古民家調査4件含む）		
復旧支援セミナー	長野市被災者 延べ25家族が受講 延べ4日間 終了後個別相談実施 14名の相談実施（建築士会が対応）		
総合相談	被災2市被災者から 延べ184組の相談 15日間・延べ206名の相談員対応（弁護士会など以下の最大10団体対応）		



市町村（机上）相談

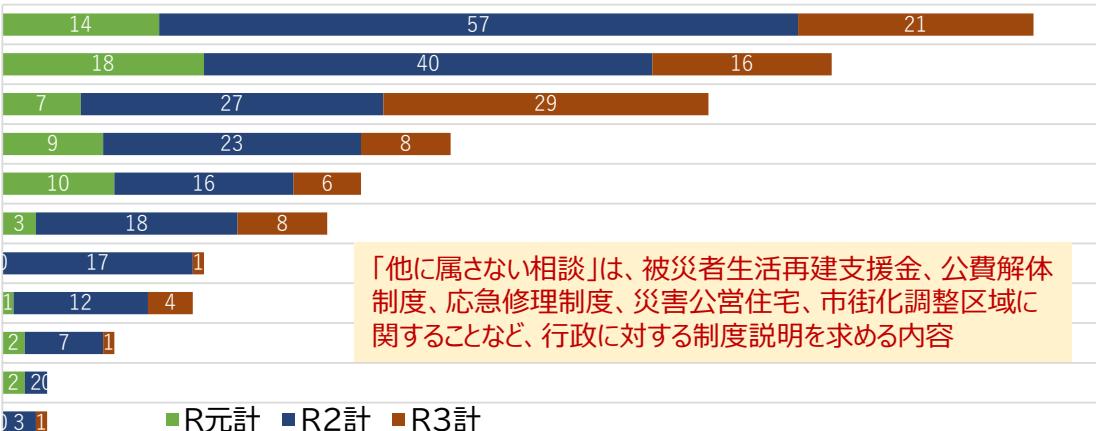


現地相談

総合相談対応団体：弁護士会・司法書士会・行政書士会・宅地建物取引業協会・土地家屋調査士会・FP協会・建築士会・建築士事務所協会+不動産鑑定士協会（オンラインで住宅金融支援機構参加：コロナ感染対応）

総合相談における相談内容別件数

- 助成制度等住宅の復旧資金に関する相談
- 住宅・建築物に関する技術的な相談
- 他に属さない相談（行政機関への相談）
- 土地・建築物の税に関する相談
- 土地・建築物の売買に関する相談
- 土地・建築物の権利に関する相談
- 住宅・建築物の復旧のための業者選定相談
- 工事業者等とのトラブルに関する相談
- 土地の境界に関する相談
- 債務に関する相談
- その他書類作成、賃貸住宅等の相談



建築分野における被災者相談（支援）活動の課題 [令和元年東日本台風災害の教訓]

▶多様で専門性の高い被災者支援を可能とするコーディネーターの必要性

災害において被災者の生活の拠点となる住宅などの復旧・復興に向けて、建築分野のコーディネーターの役割は単に技術的な支援だけではなく、支援のためのマニュアル作成をはじめ、支援制度の把握や相談員の育成研修会の企画、関係団体との体制構築など、多岐にわたる調整を行うことが求められます。発災直後にこうした多様で専門性を要求される総合的なコーディネーターを配置することは極めて困難であり、あらかじめの養成が望されます。

また、支援体制内における各団体内においても、相談員派遣者調整などを行うためにコーディネーターを置くことが望れます。



相談員の配置計画、制度把握と相談資料作成等は不可欠

▶災害弱者に対する情報発信のあり方が課題に

IT社会の進展に伴い、情報収集が困難な高齢者等への対応や、発災後に被災市町村の外に避難している被災者への情報発信のあり方が課題となりました。多様で確実に伝達を行うための手段を事前に検討しておくことが求められ、このことは、災害時において「確かに信頼できる情報」の発信は、一義的には「自治体」が行うことが最も重要であるといえます。

水害復旧には乾燥が重要となる



▶求められる福祉・医療等の分野との連携強化

建築分野においては、住宅の復旧・復興に関する技術的な支援が中心となっているものの、その相談などの最初の受け皿として福祉や医療部門となったケースがあり、また、初期段階での復旧技術の伝達を行うための災害ボランティアとの連携を含めて、被災者の生活や健康といった面から寄り添う関係団体との連携が必要であることが改めて認識された。



浸水水害によるカビの発生
(浸水していない天井でカビが発生)

▶震災中心の支援から専門技術集団として自然災害全般への支援展開へ

建築士が担う技術的な支援は、これまで「地震災害」であったことから、水害などへの経験が乏しく、カビや消毒・乾燥といった復旧・復興技術に対する情報も少なく、また、建築士会の構成員は、多様な職種にあり、建築技術の進展もあいまって、被災者への対応が一律に行なうことが困難でした。多様な災害に対応して、住宅の復旧・復興の技術のマニュアル化が望まれ、結果的に建築士会連合会として、「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」を編纂しました。さらに、自然災害に関して災害ボランティアや被災者の方も使える汎用版の作成も望されます。

一方、多様な職種で構成する建築士会は、それぞれの専門分野でのノウハウを蓄積している強みがあります。こうした強みを生かした被災者支援のあり方を今後も模索す続けます。

III-2 具体的な取り組み事例

岡山県建築士会 [平成30年西日本豪雨災害]

福祉団体との連携

2020年2月～2023年8月現在

り災住家長期居者等へのアドバイス事業(倉敷市社会福祉協議会)



被災者の問題解決には
様々な業種が一体となって
支援していく体制が必要

見守り支援事業における他機関ミーティング
令和2年～3年：1か月に1回のペースで開催

令和4年：2ヶ月に1回のペースで開催
(これらが設立のきっかけ一つとなり)

↓
岡山県被災者支援士業連絡協議会の発足
設立：2022年（令和4年）1月14日

福祉団体との連携

2020年2月～2023年8月現在

り災住家長期居住者等へのアドバイス事業(通称:見守り相談支援事業)
倉敷市・社会福祉協議会

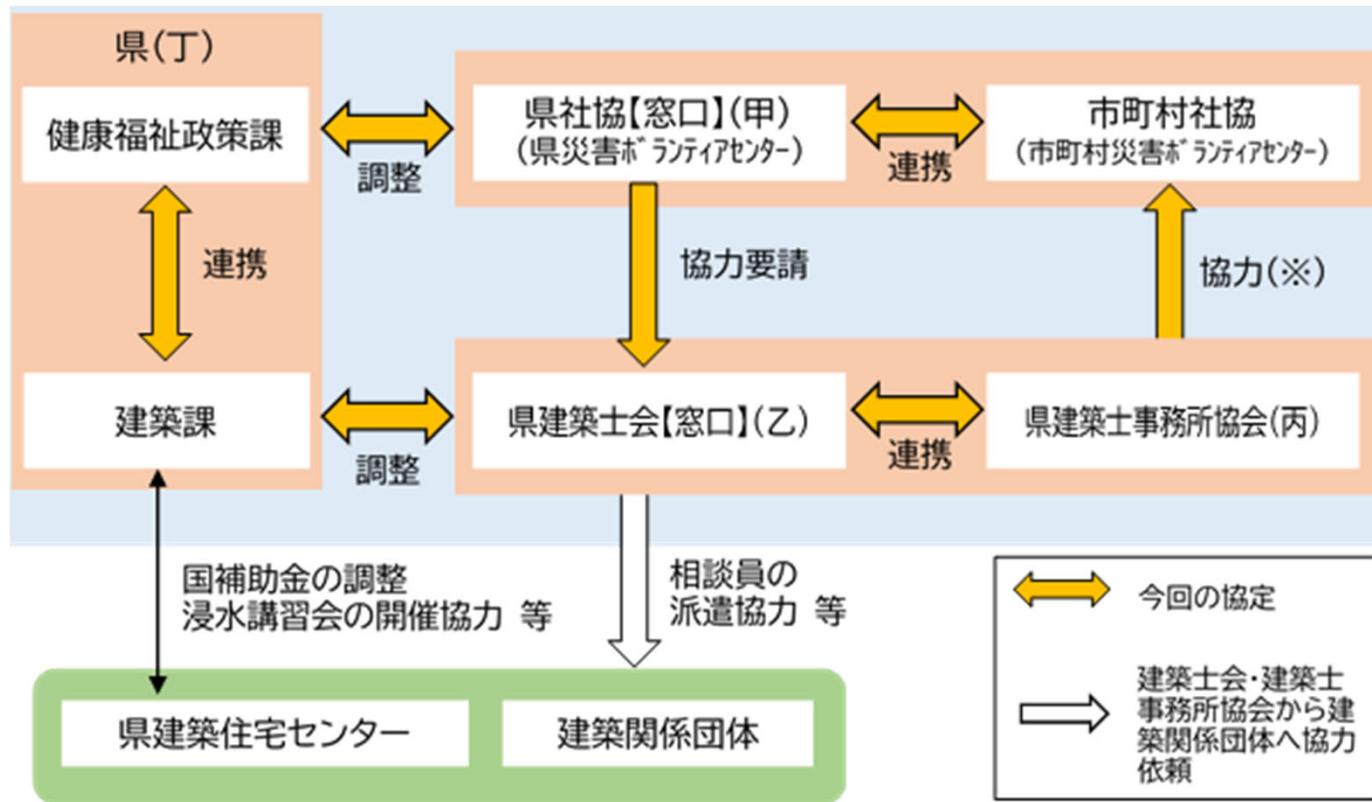
倉敷市・倉敷市社会福祉協議会 真備支え合いセンターと協働で、未だ被災時のままの家屋状況で生活している方々に対し、応急的な範囲で修理をする仕組み(セルフビルト、セルフリペア)を実施。



III-3 具体的な取り組み事例

熊本県建築士会 [令和7年熊本豪雨災害ほか]

令和4年締結 4者協定のフロー

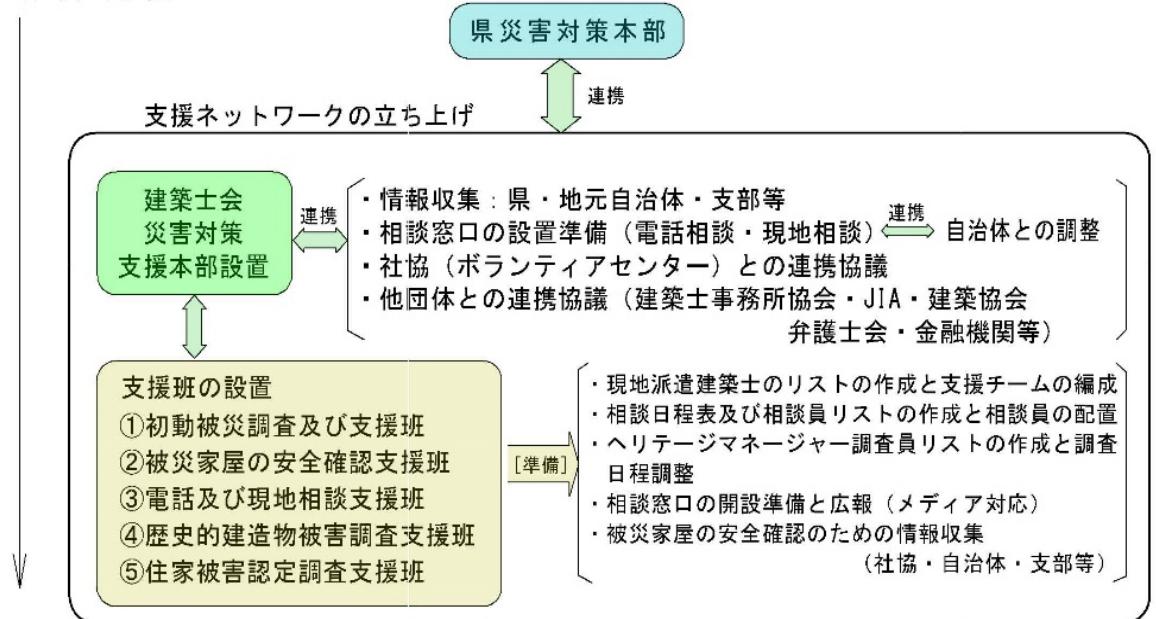




“天災は忘れた頃にやって来る!!” 忘れないための備え

- ◆自治体・社協・金融機関・弁護士会等との連携、日頃からの付き合い
- ◆防災教育の義務化、被害を最小限に、迅速な復旧のための知識の育成
- ◆支援体制の迅速な構築のための、役割分担、連絡網等、他団体との共有
- ◆被災者ニーズの想定、それに応えるためのスキル及び知識の向上

1発災直後 1週間



IV 求められる“普段付き合い”的実践へ向けて

▶平常時からの“顔の見える”関係が災害時に活かされる



- ✓ 災害時に新たな被災者支援体制を迅速に構築することは困難
- ✓ 組織や協定だけあっても災害時には機能しない
- ✓ 平常時から顔の見える関係を維持する仕組みづくりが重要

▶被災者・関係団体・自治体の顔の見える関係をつくる

- ✓ マニュアルは「ツール」、これを活かす顔の見える体制づくりが必要
- ✓ 組織内外に縦横無尽の“顔の見える関係”をつくる
- ✓ 災害時だけではなく、普段からの情報交換や支援・協力が不可欠
- ✓ 仕組みを作りには経験者を中心としたキーマンが必要



それぞれの立場に求められること

➤ 災害時特有の制度や仕組みがあることを理解する

- ✓ 被災者、自治体、支援団体が最低限知つておくべきことがある
- ✓ 全てを知ることは不可能だが情報の存在とそのありかを知る
- ✓ 自治体が、常に住民や関係団体に情報発信することが重要
- ✓ 住民（被災者）が意識できる情報発信の工夫が求められる



➤ 支援には発災後から段階的なステージがある

- ✓ 応急処置から本格復旧に向けた長い支援が必要
- ✓ 課題やニーズは常に変化し、支援には多様な課題や問題が生ずる
- ✓ 多様な被災者ニーズに対応できる専門家による支援体制が不可欠



被災者支援の“旗手”である自治体を支える専門家集団



▶ 自治体の限界を支える職能組織

- ✓ 被災者が災害時に安心し、期待を寄せるのは自治体である
- ✓ 災害時は自治体職員の業務は膨大となる
- ✓ 小規模自治体では、建築等の専門技術者がいない
- ✓ 自治体の被災者支援を支える専門家集団（組織）が必要



専門家集団（組織）だからこそできることがある

▶社会貢献（ボランティア）は個人では限界がある

- ✓ 様々な資格者・技術者は個人でも活動できるがその範囲は限定的
- ✓ 災害時特有の技術・知識の共有、被災者アプローチなどは組織だからこそ可能
- ✓ 組織の中で個人の知識・技術が活かされ、また、吸収することもできる

▶組織だからこそ「社会貢献」の場を提供できる

- ✓ 様々な資格者・技術者団体は、社会貢献の使命を担っている
- ✓ 関係団体（組織）はそこに参画する者の思いを実現させる場もある
- ✓ 組織内での専門家集団としての理念や思いを互いに共有することが重要

なくなることのない災害支援、誰のためになく自分の思いを実現させる場として、“組織”そして“活動”がある